

愛媛県美術館警備業務委託契約書(案)

愛媛県美術館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県美術館警備業務（以下「業務」という。）を別添愛媛県美術館警備業務実施基準仕様書及び個人情報取扱特記事項に基づいて乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、

年額金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が変動し、契約金額を改定する必要が生じた時は、乙は改定日の1か月前までに書面で契約金額の変更を甲に通知し、甲乙協議の上、契約金額を改定する。

（契約保証金）

第4条

{	・ 契約保証金は、 <u> </u> 円（契約金額の10分の1以上）とする。
	・ 契約保証金は、免除する。

《注》愛媛県会計規則第152条から第154条の規定によりいずれかを選択する。

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書

面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生じるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び確認）

第9条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

3 甲は、必要に応じて検査を行い、業務の実施が不十分と認められた場合は、改めて業務を命ずることができるものとする。

（委託料の支払）

第10条 委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額は別表のとおりとする。

2 前条第2項の確認終了後、乙は、委託料の支払を委託料請求書により、請求するものとし、甲は乙の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により支払期限内に請求金額を支払わないときは、支払遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）によるものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託料又は委託期間は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるときには、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(法令上の責任)

第13条 乙は、その従事者に対し使用者として労務に関する法令及びその他業務に関する法令について、すべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(警報装置の設置及び撤去)

第16条 乙は、業務の遂行に必要な警報装置を、この契約締結後、速やかに甲の施設に設置する。なお、設置が完了するまでの間は警備員を増員し、業務に支障がないようにするものとする。

2 業務完了後は遅滞なく警報装置を撤去する。

3 前2項において発生する費用は乙の負担とする。

(設備等の貸与)

第17条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な中央監視室（附帯する設備等、電気、ガス及び水道を含む。）を無償で提供するものとする。

(臨機の措置)

第18条 甲は、業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置を取ることを求めることができる。この場合において、乙は、その取った措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(使用者の義務)

第19条 乙は、警備員については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(協議事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

松山市堀之内

甲 愛媛県美術館

館長

乙

別表

業務委託料支払内訳書

(第10条関係)

年 月	委託料 (円)	備考
4 月分		
5 月分		
6 月分		
7 月分		
8 月分		
9 月分		
1 0 月分		
1 1 月分		
1 2 月分		
1 月分		
2 月分		
3 月分		
計		

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。